

## 平成 31 年度国民健康保険料率等の算定について

## 1 平成 31 年度国保事業費納付金および標準保険料率

平成 30 年 4 月から、都は区市町村とともに国保の保険者となり、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなった。

都は、医療給付費等の見込みをたて、区市町村ごとの医療費水準と所得水準を反映して国保事業費納付金（以下「納付金」という。）の額を決定し、区市町村が納付金を納めるために必要な標準保険料率を示す。そのため、医療費水準や所得水準が高いほど納付金の負担が大きくなる仕組みになっている。

区は、都に納付金等を納めるため、標準保険料を参考として、保険料率を決定し、賦課・徴収する。

## (1) 平成 31 年度 区の納付金額

基礎分	15,179,621,096 円
支援金分	4,770,525,558 円
介護分	1,847,700,952 円
合 計	21,797,847,606 円

## (2) 平成 31 年度 区の標準保険料率

基礎分		支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
7.56%	43,707 円	2.42%	13,883 円	2.04%	15,148 円

## 2 平成 31 年度保険料算定の考え方

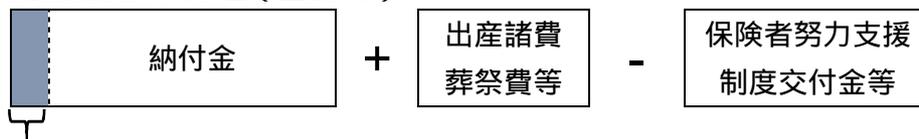
### (1) 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正に伴う改正

特別区では、将来的には都内保険料水準の統一を目指して平成 31 年度も統一保険料方式の継続を原則とする。平成 30 年度から 6 年間を目途に特別区独自の激変緩和を行い、保険料の急激な上昇とならないように保険料率を計画的に設定するとともに、引き続き、医療費の適正化・収納率の向上・法定外繰入れの削減に向け取り組む。

#### 賦課総額

特別区の納付金に、出産諸費や葬祭費等を加算し、保険者努力支援制度交付金等の歳入を減算して、制度上保険料の対象となる経費を賦課総額の対象としたうえで、特別区独自の激変緩和として、平成 31 年度は納付金分の 5 %相当額を控除する。

#### 【賦課総額の算定（基礎分）】



納付金の 5 %控除

#### 賦課割合

基礎分と支援金分は、特別区全体の所得水準に合わせた賦課割合（所得割：均等割）の 58：42 を原則として区で設定する。練馬区の賦課割合は、区の被保険者数および所得見込みを反映し 59：41 とする。

介護分は、平成 29 年度まで 50：50 であったことから、平成 30 年度から段階的に 58：42 に移行することとし、平成 31 年度は 54：46 とする。

### (2) 国民健康保険法施行令の改正に伴う改正

#### 保険料賦課限度額

##### 基礎賦課額に係る賦課限度額の引き上げ

（現行）580,000 円          （改正後）610,000 円

##### 保険料均等割軽減判定所得の基準額の引き上げ

#### ア 5 割軽減

（現行） 330,000 円 + 275,000 円 × 被保険者数

（改正後）330,000 円 + 280,000 円 × 被保険者数

#### イ 2 割軽減

（現行） 330,000 円 + 500,000 円 × 被保険者数

（改正後）330,000 円 + 510,000 円 × 被保険者数

### 3 平成 31 年度保険料率等

#### (1) 保険料率

##### 【基礎分 + 支援金分】

	基礎分		支援金分		計 (基礎 + 支援)	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
31 年度	7.25%	39,900 円	2.24%	12,300 円	9.49%	52,200 円
30 年度	7.32%	39,000 円	2.22%	12,000 円	9.54%	51,000 円
増減	0.07 ポイント	900 円	0.02 ポイント	300 円	0.05 ポイント	1,200 円

##### 【介護分】(40～64 歳)

	介護分		計 (基礎 + 支援 + 介護)	
	所得割	均等割	所得割	均等割
31 年度	1.62%	15,600 円	11.11%	67,800 円
30 年度	1.61%	15,600 円	11.15%	66,600 円
増減	0.01 ポイント	据え置き	0.04 ポイント	1,200 円

#### (2) 1 人当たり保険料額

	基礎分 + 支援金分	基礎分 + 支援金分 + 介護分
31 年度	125,174 円	158,724 円
30 年度	121,988 円	154,873 円
増減	3,186 円(2.61%)	3,851 円(2.49%)